

## 「個人番号カード」の交付を申請しましょう

「個人番号カード」は、自分のマイナンバーの証明と身分証明を兼ね備えたカードです。マイナンバーを記載した書類を提出するときは、提出先にこのカード1枚を提示することで、番号の確認と本人確認を済ませることができます。



交付は無料（初回のみ）です。なお、カードは平成28年1月以降、市の窓口で受け取ることができます。

### ◆申請方法

#### ①郵送で申請

通知カードに同封の交付申請書に必要な事項を記入し顔写真を貼り、返信用封筒で郵便ポストに投函してください。

#### ②スマートフォンからインターネットで申請

申請書に記載されているQRコードを読み取り、案内に従って必要事項を入力。顔写真のデータを添付して送信してください。

個人番号カード（イメージ）



【表面】

(氏名、住所、生年月日、性別、本人の写真)



【裏面】

(マイナンバー記載、ICチップ搭載)

### 事業者の皆さんへ

## マイナンバー制度への対応準備は進んでいますか？

事業者の皆さんも、従業員などの税や社会保障の手続きでマイナンバーを取り扱うこととなります。マイナンバー制度に関する業務の洗い出しや対象者の把握などの対応準備をお願いします。

また、マイナンバーの取り扱いには厳格な保護措置が設けられています。情報漏えい・紛失対策など安全管理の徹底をお願いします。



### ※マイナンバー制度に関する問い合わせ先

- マイナンバーコールセンター ☎0570(20)0178  
平日…9:30~22:00 / 土・日曜日、祝日…9:30~17:30(いずれも年末年始を除く)
- 本庁・市民生活課 ☎231111

【問い合わせ先】  
本庁・市民課 ☎231111

「住民基本台帳カード」の登録した電子証明書「住民基本台帳カード」の新規発行・更新終了のお知らせ  
マイナンバーの利用開始に伴い、①「住民基本台帳カード」に登録した電子証明書②「住民基本台帳カード」の新規発行・更新を、①は12月22日、②は12月28日で終了します。新規発行・更新を希望する人は、期限までに本庁・市民課または牛深支所・市民生活課で手続きをしてください。  
なお、①②ともに有効期限までは利用できますが、②はマイナンバーの「個人番号カード」を受け取った場合は、有効期限にかかわらず市へ返却していただきます。

## 10月中旬から11月にかけて マイナンバーが記載された 「通知カード」が届きます！



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

住民登録をしているすべての人に12けたの番号を付ける、『マイナンバー制度』。いよいよ10月中旬から11月にかけて、マイナンバーが記載された「通知カード」が住民登録をしている住所地に届きます。

今号では、通知カードの内容のほか「個人番号カード」の交付申請などについてお知らせします。※中長期在留者や特別永住者などの外国人も含まれます。



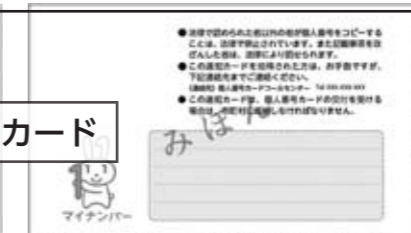
※通知カードなどが入った封筒

## 簡易書留で届きます 中身を確認して大切に保管を！

【表面】



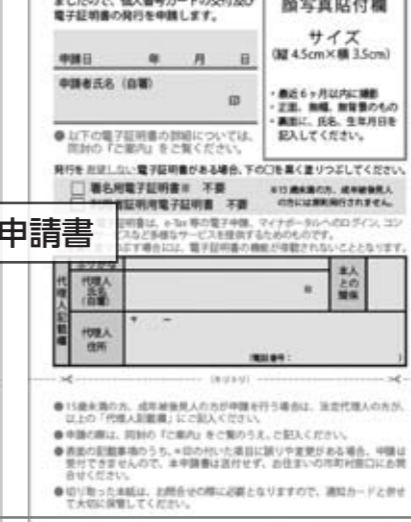
【裏面】



【表面】



【裏面】



下の4点が入っているか確認し、大切に保管してください。

- 宛名台紙
- 説明用パンフレット
- 個人番号カード申請の返信用封筒
- 通知カードと個人番号カード交付申請書 ※世帯全員分

拡大

